

## 令和4年度第2回静岡県事業評価監視委員会 会議録

日 時	令和4年11月15日（火） 午前9時30分から午前11時38分
場 所	静岡県庁別館20階第1会議室ABC
出席者 職・氏名	<p>○委員  今泉 文寿（静岡大学大学院農学部生物資源学科教授）  大石 哲（神戸大学都市安全研究センター教授）【委員長】  加藤 亮（東京農工大学農学研究院教授）  加藤 裕治（静岡文化芸術大学文化政策学部教授）  寺部 慎太郎（東京理科大学理工学部教授）  宮田 逸江（弁護士）</p> <p style="text-align: right;">（敬称略、五十音順）</p> <p>○事務局  森本交通基盤部理事、勝又交通基盤部理事、森見交通基盤部理事、清水経済産業部理事 他</p>
議 題	<p>（1）報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回委員会の意見と対応</li> <li>・ 県民意見募集（再評価事業）への対応</li> <li>・ 令和4年9月台風15号関連（事後評価）</li> </ul> <p>（2）審議</p> <p style="padding-left: 2em;">対象事業に係る意見のとりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再評価対象事業（32事業）の対応方針案</li> <li>・ 事後評価対象事業（9事業）の対応方針案</li> </ul>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 座席表</li> <li>・ 資料-前回意見</li> <li>・ 対象事業一覧表</li> <li>・ 委員会スケジュール</li> <li>・ 資料-意見募集</li> <li>・ 河川整備計画策定の報告</li> </ul> <p>（資料1～資料8は事前配布済み）</p>

午前 9 時 30 分開会

○早川建設政策課長代理 定刻になりましたので、ただいまから令和 4 年度第 2 回静岡県事業評価監視委員会を開会いたします。

会議の進行は、交通基盤部建設政策課の早川が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、お手元に配付いたしました資料の確認をお願いいたします。

(資 料 確 認)

○早川建設政策課長代理 本日の委員会でございますが、9 名の委員の内、6 名が出席されておりますので、「委員会設置要綱」第 5 条第 2 項の規定に照らし、定足数を満たしていることを御報告します。

それでは、議事に移りたいと思います。

ここからの進行は大石委員長をお願いいたします。

○大石委員長 委員の皆様には、朝早くからお集まりいただきありがとうございます。本日は、第 2 回静岡県事業評価監視委員会ということで、幾つかの議題がございますが、皆様のご協力をいただきまして、委員会としての意見を取りまとめ、知事へ提出したいと考えております。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

初めに、委員会運営要領第 4 条の規定によりまして、本日の議事録署名人を宮田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大石委員長 それでは、本日の委員会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（太田） 交通基盤部建設政策課、太田です。

本日の委員会の進め方について御説明いたします。次第のペーパーをご覧ください。

初めに、2 議事（1）の報告事項としまして、「前回委員会の意見と対応」、「県民意見募集への対応」、「令和 4 年 9 月台風 15 号関連（事後評価）」の 3 点を説明いたします。その後、2（2）審議として、32 事業の「再評価」及び 9 事業の「事後評価」の対応方針案について意見書の取りまとめをお願いします。

以上でございます。

○大石委員長 ただいま、事務局から会議の進め方等につきまして説明がありましたが、何か御質問はございますか。

それでは最初に、「前回委員会における意見」と「県民意見募集への対応」について説明をお願いします。

○事務局（太田） それでは、クリップ留め資料の「資料－前回意見」をご覧ください。

8月17日に開催しました第1回事業評価監視委員会における、委員からの意見と対応になります。

前回委員会でのご意見・ご質問について、1ページ目から3ページ目に再評価、4ページ目、5ページ目に事後評価に関する内容を取りまとめています。

それでは、代表的なご意見・ご質問を紹介します。

まず、再評価につきまして、1ページをご覧ください。

沼津駅付近連続立体交差事業においては、一番左の列6番、7番をご覧くださいますと、「この事業は、パブコメにおいて多くの意見をもらっていることから、市財政の圧迫や事業費の増加という観点についてPRの方法を考えていく必要がある」といったご意見や、「パブコメ意見の取りまとめに際しては、項目ごとに整理してほしい」というご意見をいただきました。これにつきましては、後ほど項目ごとに整理した意見と県の考え方を説明します。

続きまして、「一般国道362号 本川根～静岡バイパス」においては、一番左の列10番、次のページの11番をご覧くださいますと、「大雨や山崩れなどによる通行止め回数や時間を示すことで、より事業の重要性が認識され理解が得られやすいのでは」というご意見をいただきました。

同じく2ページ目、「一級河川沼川 河川改修事業」においては 13、14番、また、15、16番をご覧くださいますと、「今回の変更内容は当初計画時には想定できなかったのか」という趣旨のご質問や、放水路の暗渠部分の上部利用についてのご質問をいただきました。

3ページ目、「西浦みかん江梨 生産基盤整備事業」においては、22番、23番をご覧くださいますと、基盤整備の形状によるみかんの品質への影響や、事業費に対する農家負担の有無などについてのご質問をいただきました。

続いて、事後評価でございます。4ページをご覧ください。

「一級河川太田川（敷地川工区） 河川改修事業」においては、6番、8番をご覧い

ただきますと、事業効果の発現状況に関するご質問や、今後想定される降雨量増加への考え方についてのご質問をいただきました。これにつきましては、後ほど、9月23日の台風15号について本事業の状況等を説明いたします。

5ページ目、「新エネ大井川右岸 農村整備事業」においては、11番、13番をご覧ください。ただきますと、小水力発電の水車の償却期間や、施設所有者に対するご質問をいただきました。

以上、第1回事業評価監視委員会における代表的なご意見・ご質問を紹介させていただきました。

次に、令和4年度公共事業の再評価に対する意見募集の結果について、ご説明いたします。クリップ留め資料の「資料－意見募集」をご覧ください。

再評価32事業を対象に、今年7月13日から8月12日までの31日間、県民意見募集を実施し、128件のパブコメ意見をいただきました。8月17日に開催しました第1回委員会におきまして、委員長から「パブコメ意見については項目ごとに整理を」というご意見をいただきましたので、項目ごとに意見を整理した「別紙1」と、128件の意見一覧として「別紙2」を添付しております。

本日は、別紙1により、いただいたパブコメ意見と、意見に対する県の考え方について、主な内容についてご説明いたします。なお、「別紙1」の一番右の欄に「対応する意見番号」の記載がありますが、この番号は「別紙2」の意見一覧の通し番号のうち、関連する番号となります。

それでは、意見募集の1ページ目 左側の番号1番、「生産基盤整備事業（西浦みかん江梨）」をご覧ください。

「農道整備はこの地域に必要不可欠で大切な事業であり、事業を継続し最後まで整備されることを希望する」という趣旨のご意見に対し、「本事業により、農業の競争力強化や、災害に強い道路網の形成により地域住民の安全が確保されることから、早期完成を目指す」としてあります。

同じく1ページ目、左側の番号3番、「道路改良事業（一般国道362号）」をご覧ください。

「災害時の重要な路線であり、迂回路としても利用が期待できる。多くの事業効果が見込まれることから、事業継続、早期完成を望む」という趣旨のご意見に対し、「当該道路の整備により、災害に強い道路ネットワークが形成され、安全で円滑な交通確保が

期待でき、早期完成を目指す」としています。

同じく1ページ目、左側の番号5番、「河川改修事業（一級河川沼川）」をご覧ください。

「近年の線状降水帯や大型台風により、以前では考えられないほどの大雨が降るようになり、沼川新放水路の完成に伴う水害対策を期待する」という趣旨のご意見に対し、「近年の頻発化・激甚化する豪雨災害を受け、沼川新放水路整備への関心が高まっており、着実な工事進捗を図る」としています。

続きまして、3ページ目、左側の番号16番「高潮対策事業（清水港海岸）」をご覧ください。

「清水港は、経済活動の重要拠点のほか、訪れる方や企業が安心できるような津波防護施設の整備が待たれており、事業の継続・早期完成を望む」という趣旨のご意見に対し、「関係者と協議を重ね、景観等に配慮しながら早期完成を目指し事業を実施する」としています。

続いて、4ページ目、左側の番号20番からの「街路整備事業（沼津駅付近連続立体交差事業）」をご覧ください。

沼津駅付近立体交差事業のパブリックコメント意見と県の考え方につきましては、10月21日に実施しました現地調査において出席いただいた委員の皆様には一度ご説明いたしましたでしたが、改めて主な意見の説明をさせていただきます。

本事業については、事業継続、事業見直し、反対の意見を含め、84件のご意見をいただいております。これら意見を27項目に整理しております。この4ページ目の番号20番から8ページ目の46番までとなります。

まず、事業継続についての意見でございます。

別紙1－5ページをお開きください。

24番の「沼津駅周辺の歩行者の南北の往来を円滑にするため、事業継続を望む」といったご意見。それから、25番の「中心市街地の賑わいの創出、活性化のため、事業継続を望む」というご意見が11件ずつございました。

また、めくっていただいて1－6ページの一番上の31番。「沼津駅周辺の再生は、県東部地域の活性化に必要不可欠であるため、事業継続を望む」というご意見が15件ございました。

いずれも、県といたしましても、ご意見にありますような期待されている効果を事業

実施により発現できると考えていることから、今後も着実な事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

一方、事業の見直しや反対に関するご意見もございました。

1－6ページの33番。「子供たちに巨額の借金を負わすことはできない」というご意見をいただいております。これに対しまして、「過去のサービスの借金だけを若い人に引き継ぐのではなく、次世代にわたって持続可能な基盤整備のストックを残すことになるものと考えています」という県の考え方を示しております。

続きまして、34番。「高架にお金を使うのではなくて、社会保障や教育、公共施設の老朽化対策、防災対策に用いるべき」というご意見に対しましては、「本事業は、沼津駅周辺の防災性の向上と、次世代にわたっての持続可能なまちづくりに必要な基盤整備であると考えている」としてあります。

それから、その下の35番。「本事業は市の財政状況を圧迫し、行政サービスが低下するおそれがある」というご意見に対しまして、「本事業を軸とした沼津駅周辺総合整備事業や中心市街地のまちづくりにより、コンパクトプラスネットワークの都市基盤を構築し、持続可能で合理的な行政サービスを目指すものであります」。「なお、沼津市が長期的な視点での財政的な検証を進めており、年明けの早い時期に公表を予定している」としてございます。

それから、1－7ページに行きまして、41番。「事業費が安価な橋上駅化と三ツ目ガードの改良で十分である」というご意見に対しましては、「橋上駅化では踏切やガードの撤去がなされないため、駅周辺の交通課題は解決できないことから、本事業により抜本的な課題の解消と南北市街地の一体化を図る」としてあります。

続きまして、めくっていただいて44番。1－8ページです。「変更内容の詳細や関連事業の増額の説明がない」。それから45番、「費用便益費の根拠が示されていない」というご意見に対しましては、「県の考え方」の中段になりますが、「パブリックコメント時に資料を公表するとともに、問合せに来られた方には直接説明させていただきました」としてあります。

なお、本事業を担当する街路整備課におきましては、本年10月に実施した「まちかどトーク」や10月末に発行した広報誌にて、今回の事業費の増加や事業期間の延伸についての情報提供をしております。

少し長くなりましたが、以上、今年度いただいたご意見と県の考え方について、主な

内容についてご説明させていただきました。今後、事業評価監視委員会の資料とともに県のホームページに公表いたします。

説明は以上でございます。

○大石委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは続いて、「令和4年9月台風15号関連」についての説明をお願いいたします。

○八木河川海岸整備課長 河川海岸整備課長、八木と申します。私から、台風15号被害を受けての今後の対応について、事後評価案件を事例に説明させていただきます。それでは着座にて説明いたします。

説明資料につきましては、3つ目のクリップ留めの資料。一部カラー刷りとなっておりますが、「令和4年9月台風15号関連（事後評価）」の説明資料になります。

まず、1ページ目下段ですけれども、「台風15号に伴う降雨の状況」ということでございます。本年9月23日から24日にかけて、県内中西部を中心に広範囲で非常に激しい降雨がございまして、島田市の伊久美雨量観測所では、最大1時間降雨量127mm、最大24時間雨量544mmという記録的な雨量が観測されております。上段の等雨量線図を見ていただきますと、24時間雨量が300mm以上のエリアが富士川以西から浜松市の浜北にかけて広がっているということが見てとれるかと思えます。

次のページをご覧ください。

まず上段、「台風15号による降雨の分析」でございます。

今回の台風15号による降雨の状況ですが、上段のグラフで昭和49年7月発生 of 七夕豪雨と比較しております。グラフのピンク、赤のものが今回の台風15号、それから昭和49年の七夕豪雨のものが青系統のグラフになっております。

まず、この昭和49年7月発生 of 七夕豪雨と比較いたしますと、1時間降雨量につきましては今回の台風15号の豪雨が上回っております。累計の24時間雨量といたしましては七夕豪雨のほうが多い状況となっております。したがって、今回の豪雨ですけれども、本県にとりましては七夕豪雨以来の豪雨というふうに捉えております。

下段に参りまして、県内の浸水被害の状況でございます。

県内中西部を中心に甚大な浸水被害が発生いたしました。特に静岡市、浜松市の都市部での被害が多数を占めております。その他には、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市な

どで、それぞれ200戸を超える浸水被害を受けております。

次のページに参りまして、敷地川の被害状況でございます。今回事後評価の対象案件で、前回委員会で説明した敷地川の事業になります。

今回の浸水範囲については、地図の表示上、薄い水色で表示をしております。また、七夕豪雨時の浸水範囲はピンク色の点線で表示をして対比をしております。

右上のグラフですが、こちらについては、敷地川の最寄りの観測地点における最大1時間降雨量、それから24時間降雨量を比較したものでございまして、まず七夕豪雨時の雨量については、そのときの降雨量のデータが浜松測候所のデータとなりますので、当時の敷地川周辺の被害状況を考慮いたしますと、敷地川周辺では浜松測候所のデータよりも多くの降雨があったものと考えております。ただ、今回の雨量データについては、敷地川の流域内の雨量観測所でのデータとなりますので、最大1時間降雨量、それから24時間降雨量ともに、今回の台風15号による豪雨は七夕豪雨時よりも大きな数値となっております。

図の下のほうに示す改修済み区間周辺においては、浸水被害の発生が今回はなかったと。地図上の一番下流側、河川の部分を黒で着色してある部分が今回改修済みの区間となっております。その部分について、まだ改修前の七夕豪雨時についてはピンク色の破線の浸水被害が発生していたことに対して、改修済みであった今回の台風15号では、当時よりも大きな雨が降ったにもかかわらず、この部分での浸水被害は発生しなかったということで、この部分における事業効果が発揮されたというふうに考えております。

しかしながら、未改修の上流区間においては、表示にありますように、堤防の決壊、あるいは越水・溢水による浸水被害をはじめ、堤防や護岸など多数の河川管理施設が被災をした状況となっております。

資料の最後のページをご覧ください。

「対応方針（案）」でございますが、前回説明させていただいたのが「事業効果は十分発現しており、改善措置の必要はない」という方針で、ここまでは基本的に変わりはありません。

下段に「令和4年台風15号被害を受けての今後の対応」ということで、今回の豪雨で被災した区間につきましては、先ほどお示ししたとおり、河川整備計画での位置づけがある区間となりますので、今後はこの未整備区間について河川改修を進め、流域の治水安全度を高めていくという対応を考えております。



報告事項として、台風15号関連の報告は以上になります。

○大石委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

私から1点よろしいですか。今の資料の3ページ目と言ったらいいんですかね。被害状況ということで、右上に降雨量の比較というものがあるページになるんですけども、それに下田橋という橋の写真が2か所右下にあるかと思いますが、この橋は一番右岸側の橋脚が下がっているように見えるんですけど、これは洗掘によるものなんですか。

○八木河川海岸整備課長 はい。こちらについては市道橋になるんですけども、河床が下がったことに伴いまして橋脚が下に沈んだ形になっておりまして、こちらについては市のほうで災害復旧事業で申請する予定でございます。

○大石委員長 ありがとうございます。

そのほかに、ご質問等がございますでしょうか。

○寺部委員 すみません。

○大石委員長 寺部先生。

○寺部委員 橋は今回の事業とあまり関係ないと思うんですけど、橋で被害があったのはこの下田橋だけですか。

○八木河川海岸整備課長 この敷地川区間に関しては、この下田橋だけでございます。

○寺部委員 いや、今回の事後評価にどうこうということじゃないんですけど、こういう橋の被害もB/Cに算定するんですかね。コストとして、橋が壊れると。難しいですけど。これは県が考えることじゃなくて、国交省がマニュアルを考えるときにだと思っておりますが、最近結構橋脚が洗掘して壊れる橋があるから、そこらなんかを少し考えると、B/CのCのほうで何か見ておいて、でも橋が壊れる確率みたいなので——やめましょう。

○大石委員長 そうですよ。

○寺部委員 財産を保全するというところで、いつもBのほうに人家などの被害を挙げているんですけど、こういう市道橋ですけど、そうやって直すというふうになると、それもコストのほうに——コストかな。ベネフィットか、ちょっとどっちに計上するか分からないんですけど、そんなことも本当は必要ですよ。事後評価だったらそういうのができるかもしれない。事後評価で後々に——無理か。壊れなかったことを計算するのは難しいですかね。ごめんなさい。

もう1個。最後のページで「事業効果は十分に発現しており、改善措置の必要はない」ということなんですけど、上流側でこれだけ被害が出ているんだったら、何ていうのかな。「十分発現しており」というのは、ぱっと見ると違和感を持つ人がいるかもしれないなど。ちょっとそんな懸念をします。ここの委員会とか、あるいは実際の事業をやっている方は、もう何十年とかかるといことは十分分かっていて、そういう意味では、この下流部分で改修済みのところが守られたのでよかったということだと思うんですけど、でも、これだけ被害が出ているのに「十分発現しているから改善しないんだ」と言い切っちゃうのは、こんな被害の様子を見てしまうと、何か怒られないかなというのは少し心配です。まあ、その下の「今後の対応」と赤字でくくってあるところで、そこをカバーしておるといふふうに読めばいいかなとは思いますが。

すみません。何か感想っぽくて。以上です。

○大石委員長 どうもありがとうございます。非常に適切なお意見をいただいたかと思えます。

昨年の熱海の案件でも、河川で橋梁が1つ被害を受けて流出していたという案件もあり、それを受けて、全体的な古い橋梁についての見直しというのが進んでいるかと思えますので、河川事業と、いわゆる橋梁の道路事業との整合というあたりは、今後議論の余地はあるかなと思ったところです。

それから、本件の最後のページの、今、寺部先生がおっしゃってくださった「今後の対応」ということですが、主語になるのか目的語になるのか分からないんですが、この敷地川についての河川整備計画に位置づけられた未整備区間にかかわらず、県全体の中の河川整備計画の未整備区間というものについて改めて見直して、かなり最近の事業評価をさせていただいている中では整備が進んでいるかに思いますが、河川改修を進めていくスピードアップといったことが求められるのかなというように思った次第です。私からの感想でした。

そのほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○寺部委員 すみません。

○大石委員長 寺部委員、お願いします。

○寺部委員 この対応方針の黒字の2行目の「当該流域での浸水被害は発生していない」と。これは正しいですか。「当該流域での浸水被害」というのはどういう意味ですかね。この太田川水系敷地川のこのところで決壊はしているし浸水もしているけど……

○事務局 これは、前回の委員会のときの資料の部分になりますので。

○寺部委員 ああ、そうか。そうすると、これは書き換えないと駄目ですよ。 「当該流域での浸水被害は発生しているけど、既に進んでいるところは守られたので、その部分については治水効果が十分発揮されている」 みたいに、ちょっと場所を限定しておかないとまずいなと。

○大石委員長 そうですね。「当該流域」というのがこの敷地川全体になるかと思うので、「当該流域のうち事業完了分については」というような形での変更が必要かなということですね。

○八木河川海岸整備課長 ありがとうございます。

前回ご説明したのが、比較対象の雨が令和元年の台風19号ということで、とりあえずこの表現にさせていただきましたが、今回の台風15号の状況を踏まえて、昭和49年の七夕豪雨と今回の台風15号を比較した上で、説明したような、「事業効果はあるものの、今後もしっかり河川改修を進めていかなければならない」という表現に変えたいと思います。ありがとうございます。

○大石委員長 ありがとうございます。

そのほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○加藤（亮）委員 よろしいですか。

○大石委員長 加藤委員、お願いします。

○加藤（亮）委員 ありがとうございます。

「今後の対応」ということについてなんですが、昨今「流域治水」という考え方がかなり浸透しつつあるんじゃないかと思うんですけど、その場合は、河川局だけではなくて、例えば農地局とか森林とかと連携するという形になろうかとは思いますが、その可能性というのは検討されていらっしゃるでしょうか。もし検討されていらっしゃるのであれば、「今後の対応」の中に少し記述されてもよいように思いましたけれど、いかがでしょう。

○八木河川海岸整備課長 考え方としては、この敷地川に限った話ではなくて、やはりこの雨の状況を見ますと、国でも議論というか、意見として出ている流域治水の考え方に基づいて、全ての流域でもってその考え方で進めていくといったことを基本的に考えております。

ただ、具体的に流域治水——河川管理者以外の関係者が一体となって流域全体で進め

ていくという方向ですが、具体的に何をしっかり計画に位置づけてやっていくかというところを、これから議論していきたいというふうに考えております。

○加藤（亮）委員 ありがとうございます。

○森本交通基盤部理事 すみません。今ちょうどいいご意見をいただいて、まさに河川改修の考え方の中で、ハード整備だけじゃなくてソフトも入れた流域治水の考え方でやるというのが基本的な県の姿勢でございます。

先ほどちょうど大石委員長のほうからもアドバイスいただいたとおり、この敷地川についての整備区間の効果としては当然出ている話。あと、「この敷地川全体としてはどうなのか」という話の中では、「まだまだ整備が必要だ」という話と併せて、大石委員長のほうからありましたとおり、県全体の未整備区間の考え方の中で、やはりハード整備だけではなくて、流域治水も併せて全体的な治水安全度を上げていくと。安全を確保するというのが必要だと思いますし、それを今回、うまくこの事後評価の中で今後の整備方針として示すべきだと思いますので、その辺についてはしっかりと示させていただきたいと思います。

○大石委員長 ありがとうございます。

そのほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、次の議事から委員会意見の取りまとめを行います。8月の第1回委員会や10月に実施した現地調査の内容も含め、全体を通してのご意見やご質問はございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、議事（2）「対象事業に係る意見のとりまとめ」に入ります。

まず、再評価対象事業の意見の取りまとめを行います。

1枚目に「次第」というのが入っていた配付資料の後ろから3枚目ですね。右上に四角枠で「対象事業一覧表」というものがあります。その再評価事業32事業について、いずれも「継続」という県の対応方針案が出されています。この点について、ご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、再評価対象事業の32事業については、いずれも「継続」という考え方を基本といたしまして意見書案を作成いたします。

次に、事後評価対象事業の意見の取りまとめを行います。

先ほどの紙の1枚下というんですか、次のページで、右上が四角囲みで「対象事業一覧表」になっていて、真ん中に「令和4年度事後評価対象事業一覧表」と書いてあるも

のをご覧ください。

事後評価対象事業の9事業について、いずれも「事業効果は十分に発現しており、改善措置の必要はない」という県の対応方針案が出されています。この点について、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。

それでは、事後評価対象事業の9事業について、いずれも「事業効果は十分に発現しており、改善措置の必要はない」という考え方を基本にしまして意見書案を作成したいと思います。

ここで一旦休憩を取りたいと思います。意見書案の作成を、この会場で行ないます。その後委員会を再開いたしまして、意見書案の確認をいたします。

一度進行を事務局にお返しいたします。

○早川建設政策課長代理 ありがとうございます。

それでは、これより意見書案の作成に入っていただきます。その間会議は休憩としまして、11時15分から再開したいと思います。この会場にて委員の皆様にご意見書の取りまとめを行っていただきますので、傍聴や報道関係の方、県の関係者につきましては一旦ご退席いただきまして、11時15分の再開に合わせて本会議室へお戻りください。よろしくお願いいたします。

午前10時16分休憩

午前11時21分再開

○早川建設政策課長代理 それでは、これより会議を再開いたします。

大石委員長、よろしくお願いいたします。

○大石委員長 再評価及び事後評価における県の対応方針案への意見書（案）が整いましたので、意見書の確認に入っていきたいと思います。

まず、再評価事業について、意見書の案を読み上げます。上段については割愛させていただきます、「記」以下だけ読み上げさせていただきます。

I、再評価について。

1、審議対象事業。

経済産業部、交通基盤部所管の32事業（別紙1）。

2、審議結果。

(1)、32事業について、いずれも事業を継続するのが相当である。

(2)、今後の事業執行に際しては、以下の諸点に十分配慮した上で取り組まれない。

①、No.30街路事業 JR東海道本線・JR御殿場線（沼津駅付近連続立体交差事業）においては、事業効果の発現が多岐にわたって期待される一方で、事業費が大きく、事業期間も長期にわたるため、以下に配慮して事業を進められたい。

パブリックコメントでは、早期完成を望む意見と事業効果や財政圧迫を不安視する意見が多く寄せられたことから、引き続き、地域住民や関係者との丁寧なコミュニケーションを維持し、事業への理解を深められるよう努められたい。

事業費については、鉄道事業者と調整の上、新技術や新工法などの活用を検討し、コスト削減に努められたい。

事業期間が長期にわたるため、沼津市が進めるまちづくりの事業とも連携しながら、段階的な事業効果の発現を図られたい。また、地域住民への工事の影響を極力抑えるよう努め、供用後の地域住民への影響などにも配慮されたい。

②、No.10河川改修事業 一級河川沼川においては、浸水リスクの高い沼津市西部の浸水被害軽減に多くの期待が寄せられており、今後はコスト管理を徹底するとともに、地域や関係機関との調整を進め、事業効果の早期発現に努められたい。また、新放水路の暗渠部分の上部利用について、市や地域住民等と意見交換を行いながら、付加価値の高まる利活用の方法を検討されたい。

③、今回の再評価事業において、事業費や事業期間が大幅に増加となった事業が散見されたことから、今後は、当初計画時における、より詳細な検討、計画に取り組まれない。また、事業着手後のやむを得ない変更については、コスト管理を徹底するとともに、県民に対して変更内容の説明などを適切に実施されたい。

次に、事後評価事業について、意見書の案を読み上げます。

## Ⅱ、事後評価について。

### 1、審議対象事業。

くらし・環境部、経済産業部及び交通基盤部所管の9事業（別紙2）。

### 2、審議結果。

(1)、9事業について、いずれも改善措置の必要性は特に認められない。

(2)、今後の事業の取組においては、以下の諸点を参考にされたい。

本年9月の台風15号による豪雨は、静岡県内に甚大な被害をもたらした。今後も水災害の頻発化・激甚化が予想されることから、河川整備計画に位置づけられた未整備区間の早期着手に努められるとともに、整備した河川施設等の適切な維持管理を図られたい。

**No.2 農村整備事業** 新エネ大井川右岸においては、農業用水を利用した小水力発電を導入することで、地球温暖化対策に加え、地域への貢献による地元土地改良区の組織体制の強化が図られている。今後も、再生可能エネルギーを活用した良い事例として県内に展開を図られたい。

以上ですが、それぞれの案について、何か意見等ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、再評価の32事業、事後評価9事業につきまして、この案でよろしければ、異議なしの委員の方は挙手をお願いします。

(委員長除く委員5名 挙手)

○大石委員長 ありがとうございます。

異議なしということで、意見書についてはこのようにさせていただきます。

再評価、事後評価について、本日取りまとめた内容を意見書として県知事宛てに具申するということにしたいと思います。文章の表現の修正については、委員長にご一任いただくということでご了承願います。

それでは次に、報告事項に入りたいと思います。

「流域委員会の審議経過を経た河川整備計画策定の報告」について、説明をお願いいたします。

○山田河川企画課長 河川企画課長の山田と申します。私のほうから、「流域委員会の審議経過を経た河川整備計画策定の報告」ということで報告させていただきたいと思えます。着座にて説明をさせていただきたいと思えます。

資料は一番最後になります。A4判のものが1枚と、A3判のカラーのものを2枚添付させていただいております。

これにつきましては、流域委員会の審議を経て河川整備計画を策定いたしました二級河川坂口谷川（さぐちや）になります。坂口谷川の総合流域防災事業につきまして、ご報告をさせていただきます。

なお、坂口谷川につきましては、平成29年1月に当初の河川整備計画を策定しております。今回は、その後の社会情勢等の変化を受けた計画の変更となります。

資料は、「流域委員会の審議経過を経た河川整備計画策定の報告」をご覧ください。

上段の枠の中をご覧ください。こちらに「静岡県交通基盤部、くらし・環境部所管公共事業再評価実施要綱細目」について載せております。

ここの細目についてですけれども、「なお」以下に、「流域委員会等の審議を経て河川整備計画の策定・変更を行った場合、又は、河川整備計画が策定・変更中の段階で再評価の実施時期を迎えた事業について流域委員会等で審議した場合に、審議実施後に対応方針の決定等必要な手続を行うことにより、再評価を実施したものとすることができる」とされております。

二級河川坂口谷川の河川事業につきましては、流域委員会の審議や必要な手続を経て、今年度、河川整備計画を変更しましたので、今回、当委員会へ報告するものであります。

審議結果の報告の前に、坂口谷川水系で進めています河川整備の内容について説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、A3判のカラー刷りの1枚目、「二級河川坂口谷川水系河川整備計画（当初概要）」をご覧ください。

こちらの資料の中段になりますけれども、「治水に関する現状と課題」や「河川整備の実施に関する事項」の部分になります。坂口谷川流域につきましては、平成16年や25年に発生した浸水被害を受け、年超過確率1/5規模の河川整備として、中下流部の約2,800mの区間で堤防嵩上げや河道掘削を河川整備計画に位置づけております。令和元年度に総合流域防災事業に着手しまして、これまで河道掘削などを順次進めておりました。令和3年度末までに事業費ベースで66%の進捗率となっております。

それでは、坂口谷川における河川整備計画変更の審議経過をご報告させていただきます。

1枚戻っていただきまして、「策定の報告」についての資料をご覧ください。

その中段の、かぎ括弧で「参考」と記されている部分でございます。

こちらにつきましては、坂口谷川水系の河川整備計画は、①の、学識経験者と、防災や地域活動に関わる地域代表者などにより構成される流域委員会を、②のとおり計2回開催して審議し、取りまとめを行ないました。1回目の流域委員会で審議した整備計画原案について、住民意見交換会やインターネット等で広く県民意見を募集いたしました。その後、所定の事務手続を経まして、令和4年4月26日に策定・公表をいたしました。



この計画に示しました河川整備の変更内容は、ちょっと資料が飛んで恐縮ですが、一番最後のA3判の「二級河川坂口谷川水系河川整備計画（変更概要）」をご覧ください。

坂口谷川流域につきましては、令和元年10月の台風19号によりまして床上浸水などの被害を受けまして、牧之原市が、年超過確率1/5規模の洪水を安全に流下させるために、準用河川の沢垂（さわたれ）川に放水路を整備することとしました。沢垂川の放水路整備に伴いまして、坂口谷川本川の一部区間で流入量が増加するため、影響を受ける区間につきまして護岸整備を追加することとし、変更計画に位置づけております。

整備期間につきましては、当初計画と同様に、平成28年度を初年度としまして、おおむね20年間の令和17年までといたしました。

投資効果につきましては、戻っていただいて恐縮ですが、一番頭の資料の裏に、④ということで投資効果を示しております。

20年間での整備を想定いたしまして費用対効果の分析を実施した結果、十分な公益性が認められるものとなっています。「費用対効果B/C」ということで「25.7」という数字が出ております。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○大石委員長 ありがとうございます。

何かご質問はありますか。よろしいですかね。

じゃ、私から1点。この計画変更に伴って、整備期間というのは、起点となる年も平成28年度で変わらない、おおむね20年間ということで変わらないということですよ。

○山田河川企画課長 そうですね。計画期間は当初のとおりという形になって、内容についての変更となります。

○大石委員長 ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

それでは本件については、ご説明いただきまして了承いたしました。

これをもちまして本日の議事は終了となります。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

○早川建設政策課長代理 ありがとうございます。

それでは、今後の予定をお伝えいたします。

最初にお配りしました、次第が一番表側にありますクリップ留めの資料の最後の資料になります。委員会のスケジュールをご覧ください。

本日取りまとめていただきました意見書につきましては、静岡県知事への具申の後、令和5年1月頃の決定となる予定でございます。その後、評価結果につきましてはホームページなどで公表をいたします。

それでは改めまして、本日はお忙しい中、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務局を代表いたしまして、交通基盤部理事の森本からご挨拶申し上げます。

○**森本交通基盤部理事** 交通基盤部理事の森本です。出席者を代表しまして、私のほうからお礼の挨拶を申し上げます。

大石委員長をはじめ、委員の皆様には、現地調査を含め2回の委員会に参加していただき、また今回ご意見を取りまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

県としましては、このご意見を踏まえまして速やかに対応方針を決定いたします。また、附帯意見につきましては、今後の事業執行だけではなく、県全体の事業に反映してまいりたいと思います。

今回は、事業期間が長いビッグプロジェクトが含まれていたということで、非常に貴重なご意見をいただきありがとうございます。特に、関係者や関係機関との柔軟な調整、それから適切な進捗管理により事業の効果的な実施に努めるとともに、段階的な事業効果の発現にも努めてまいります。さらに、完成後に期待される効果を積極的に広報し、広く県民の皆様にご理解をいただきますよう取り組んでまいりたいと思います。

県といたしましては、引き続き「安全・安心で活力ある静岡県」を実現していくために、これを支えるインフラ、それから県土の整備を着実に進めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○**早川建設政策課長代理** それでは、これもちまして令和4年度第2回静岡県事業評価監視委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時38分閉会